

小型移動式クレーン運転技能講習

この講習は、岩手労働局長登録機関(登録番号3-412)として、労働安全衛生法に基づいて実施するものです。つり上げ荷量1トン以上5トン未満の小型移動式クレーンの業務に就くときは、技能講習修了証を有する者でなければ、就業できないことになっております。

この講習を受講し、学科及び実技試験に合格した方に『修了証』を交付いたします。

つきましては、資格取得に必要な技能講習を、下記日程により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

- | | | |
|-------|---|------------------------|
| 1. 日時 | 学科 平成29年10月23日(月) 9:00~17:00 (受付 8:40 まで、リエンション 8:45)
平成29年10月24日(火) 9:00~17:00 (集合・リエンション 8:45)
実技 平成29年10月25日(水) 8:00~17:00 (集合・リエンション 7:45) | 追加開催の場合、実技日は10/26(木)です |
| | ※ 集合時間は厳守して下さい。遅刻、早退、欠席の場合は受講修了と認められませんのでご注意下さい。 | |

2. 会場 **岩手労働基準協会花巻支部 研修センター** 花巻市空港南2丁目19番地 (TEL: 0198-29-4800)

3. 受講資格 18歳以上の方 (18歳未満で受講の方は、18歳より修了証が有効となります。)

4. 修了試験 **学科・実技講習科目について修了試験を行います。**

5. 受講料等 **【全科目受講者】 30,805円** (消費税8%込) [受講料 29,160円 テキスト代 1,645円]
【一部免除者】 28,645円 (消費税8%込) [受講料 27,000円 テキスト代 1,645円]

6. 一部免除 次の方は、申請により講習の一部が免除されます。

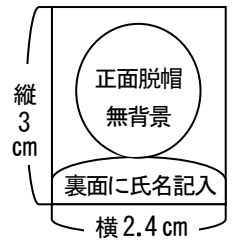
- (1) クレーン・デリック運転士免許 又は 揚貨装置運転士免許を受けたもの。
- (2) 床上操作式クレーン運転技能講習 又は 玉掛け技能講習を修了したもの。

免除科目

- (イ) 学科 → 小型移動式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識
- (ロ) 実技 → 小型移動式クレーンの運転のための合図

7. 申込締切日 **10月5日(木) ただし先着30名に達し次第、締切らせていただきます。**

締切日までに受講料のお支払いがない場合、申込みが取消しされる場合がありますのでご注意ください。



8. キャンセルの取扱 10月16日(月)以降のキャンセル及び欠席・失格の場合、受講料はお返できません。

9. 申込方法 裏面の「受講申込書」に、**受講料・テキスト代・写真1枚** (右図参照。鮮明なもの。デジタルカメラ等の不鮮明なものは不可。)を添えてお申し込み下さい。一部免除者は、該当する免許証・修了証のコピー (顔写真が確認できるもの)を提出して下さい。(申込書FAX可。写真、免許証・修了証のコピーは郵送願います)

※ 銀行送金の場合は、受付完了を確認後、締切日までに下記口座へお振込み下さい。

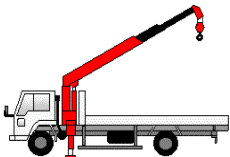
(公財) 岩手労働基準協会 花巻支部 <窓口営業時間> 月曜~金曜日 8:30~17:00 (土日祝休)
〒025-0008 花巻市空港南二丁目19番地 **TEL 0198-29-4800 / FAX 0198-29-4801**
岩手銀行 花巻西支店 (普) 1000167 ※お振込手数料はご負担願います。

10. カリキュラム

1日目(学科) ※昼食 12:05~12:50	2日目(学科) ※昼食 12:05~12:50	3日目(実技) ※昼食 12:05~12:50
9:00~15:55 小型移動式クレーンに関する知識(6H)	9:00~12:05 原動機及び電気に関する知識 (3H)	8:00~15:55 実技 合図(1H) 運転(6H)
16:00~17:00 関係法令(1H)	12:50~15:55 小型移動式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識(3H)	16:00~17:00 実技試験(1H)
	16:00~17:00 学科試験(1H)	※ 終了時間は試験の状況により前後します
※休憩 10:30~、14:20~、15:55~ 各5分		※休憩 10:00~、14:20~、15:55~ 各5分

11. その他

- (1) **一部免除受講者は、該当する免許証・修了証を原本確認のため、受講日に必ずご持参ください。**
※ 氏名が申込書と異なる場合は無効です。講習前までに書替・再提出して下さい。
- (2) 筆記用具を持参して下さい。(試験時は、**鉛筆・消しゴム**使用)
実技日は、保護帽(ヘルメット)・作業着・呼子笛・保護手袋(軍手可)・安全靴(運動靴可)・雨具(カッパ)を準備して下さい。
- (3) 昼食を持参して下さい。(希望者に弁当の斡旋あり。当日、注文を受付ます。)
- (4) 受講票と会場図は後日お送りします。内容を確認のうえ、当日、講習会場の受付で提示願います。
※ 受講票が届かない場合は、**必ず受講日前(窓口営業時間内)にご連絡下さい。**
- (5) 学科修了後の実技日程を、次回へ繰越等の変更は出来ませんので、充分ご留意下さい。
- (6) 当協会では、受講者を対象とした「講習等災害補償保険」に加入しています。
- (7) 雇用調整助成金受給事業所は、教育訓練の対象になることがあります。
- (8) 構内での事故・盗難等につきましては、責任は一切負えませんのでご了承下さい。



小型移動式クレーン運転技能講習 受講申込書

学科 平成29年10月23日(月)・10月24日(火)

実技 平成29年10月25日(水) [追加開催は10月26日(木)]

実施管理者	原本確認	免除要件 確認

※ 誤りの無いよう「正確」「丁寧」に記入して下さい。(鉛筆不可)
 ※ 「氏名」および「受講者名(本人自署)」に略字は使用しないで下さい。
 ※ 訂正の際は訂正印を押して下さい。

ふりがな		生年月日	昭和 平成	年	月	日
氏名						
現住所	〒					
	TEL :		FAX :			

※ 個人受講者は、日中に連絡のとれる電話番号を記入して下さい。勤務先の記入は不要です。

勤務先	所在地	〒			
		TEL :		FAX :	
	事業場名				担当者の部署と氏名
※該当箇所○印をつけて下さい	(公財)岩手労働基準協会 会員の有無	会員	非会員		
	送付希望先	受講票	勤務先	自宅	受講料振込予定日 月 日
	修了証	勤務先	自宅		

平成 年 月 日

受講者名(本人自署) _____

公益財団法人 岩手労働基準協会会長 殿

受講一部免除申請書

運転士免許証・技能講習修了証 貼付欄
※ 一部免除 次の方は、申請により講習の一部が免除されます。 (1) クレーン・デリック運転士免許 又は 揚貨装置運転士免許を受けたもの。 (2) 床上操作式クレーン運転技能講習 又は 玉掛け技能講習を修了したもの。 ※ 受講一部免除申請者は、該当する運転士免許・技能講習修了証のコピー(顔がはっきり確認できるもの)を貼付し、 原本確認のため、受講当日に必ず「原本」をご持参下さい。 ※ 裏面に記載がある場合は、裏面のコピーも貼付して下さい。 ※ 氏名が申込書と異なる場合は無効です。講習前までに書替・再提出して下さい。

【個人情報の取扱いについて】

申込書に記入された個人情報につきましては、当協会が責任を持って管理し、修了証の発行・受講に必要な事項の確認や連絡、及び、お客様にとって有益と思われる情報の提供等の目的以外で使用することはありません。